

議員定数等調査委員会への出席要請 について

1. 内容

企業団議会の議員定数の検討・協議については、全構成市町村議会の意見を聴取し、集約する必要がある。

このため、議員定数を検討・協議するについては、「大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程」第7条に基づき、企業団議会議員が欠席する場合には選出市町村議会から代理の議員に出席を要請するとともに、未選出団体の議会議員にも出席を要請することとする。

2. 対象とする会議

議員定数を検討・協議するために開催する議員定数等調査委員会等

3. 対象者

(代理議員)

- ・企業団議会議員の欠席に伴い、選出市町村議会から代わって出席された議員
(未選出議会の議員)
- ・企業団議会議員を選出していない市町村議会から代表して出席された議員

4. 選出方法

対象者の選出方法は、市町村議会において任意の方法による。

5. 役割

議長(委員長)からの要請により出席した議員は、議会意思の合意形成に資するために質疑応答、意思表示等を行うことができる。

なお、議長(委員長)が企業団議会議員に限り意思確認を行うことを宣告した事項については、意思表示をすることはできない。

6. 報酬

報酬は支給されない。交通費相当額のみ支給する。

災害補償制度は適用されない。

7. 適用期間

令和5年6月末日 まで。